

2017 年 3 月 29 日
日本生活協同組合連合会
井之上 仁

食品表示基準の一部改正（加工食品の原料原産地表示）に係る審議について

前回、第 38 回食品表示部会において、当審議の位置づけについては「消費者庁が作成した食品表示基準案やその他の資料等を確認し、これまでの懸念の払拭状態を見極めて基準案に対する意見をまとめる」とされたところですが、前回の提案から補強された内容も含めて、**懸念事項は払拭されていないと考えます。**

なお、前回、第 38 回において「この改正の方向性は「消費者」「事業者」双方にとってメリットがない」との発言をさせていただきましたが、大きく変わらないものと考えます。

したがって、「消費者委員会食品表示部会での懸念事項」に加え、これから開催される「パブリックコメント」、「WTO 通報」の意見も付して、**本件を専門家検討会に差し戻すべきと考えます。**

食品表示は「消費者がその表示を見つけ、実際に目で見（見やすさ）、その内容を理解し、消費者が活用できるものになっているか否かの視点」¹が大切です。

望むべき方向性としては「（全てに）表示すること」のみを目的とせず、消費者のニーズを把握しつつ、食品表示を俯瞰し、表示の優先順位を考慮し、知りたい人に情報を「わかりやすく伝える」ことを目的として制度設計すべきと考えます。

1)「消費者」の商品選択に資する表示制度とはなっていません（消費者が利用できる表示とはなっていません）

基準案は原料原産地表示の拡大といいつつも「原料原産地表示」の本質とは異なる、製造地表示：「国内製造」が大半を占めることとなり（このような表示は原料原産地には結びつかない・この意味を消費者は理解できるのか疑問・消費者はこのような表示は利用できるのか疑問）、また、ひとつの制度に同じような言葉（原産地、原料原産地、中間加工地の製造地、原産国）が増え、「（、）」と「又は」のちがいを消費者は理解できるのかなど）複雑となり、加えて文字が増え見づらい、理解しづらいものとなるのではないかと危惧します（一方的な情報提供で、ほしい人に届かない事務的なものにも感じます）。

2)加工食品の多様性を阻害する（消費者は高くて質の悪いものを購入することになるのではないかと危惧します）

そもそも「例外表示」は制度導入に当たり事業者の実行可能性を確保するためには必要との話であったものです。今回、「可能性表示」について「誤認防止」の観点から、この部分について、厳しくする提案がなされています。

¹食品表示一元化検討会報告書（平成 24 年 8 月 9 日）（新しい食品表示制度の在り方より）
http://www.caa.go.jp/foods/pdf/120809_1.pdf

たしかに「誤認防止」は制度導入に欠かせないものと考えます。しかし、かえって制度を厳しくしすぎてしまうと製品が「**産地表示に縛られた仕様**」を優先することになり、「品質の悪い原料」をむりやり使用したり、生産自体が「できなくなる」可能性につながることで、結果として加工食品の「**多様性**」を阻害することになりかねないと考えます（なお、義務表示として原則の国別重量順を 1 位以外に広げるなどの設計についても、同様と考えます）。

「例外表示」については、過去 2 度の議論^{2,3}において「不適切」「要検討」「知りたい情報なのか疑問」という結論から導入には至らなかった経緯がありますが、やはり、いくら表示方法の工夫をしても制度導入には問題があると考えます。

3)「例外表示」による消費者の「誤認」は回避できないものと考えます。

「製造地表示」について、製品に海外原料を使用する場合、たとえば「中国、アメリカ、その他」と原料原産地を記載するよりも、仕入れる前に国内のどこかでいったん調味などの製造行為を行った上で仕入れをすることで、「国内製造」と表示する方が、消費者に与える印象も良く、仕入れ実績を管理する必要もなくなることから、そのような対応をする企業が増えることが考えられます。加えて、制度を都合いいように利用しようとする事業者は避けたい原産国を「国内製造」とし、なんとなく国産であるように見せることができるようになるともいえます。しかし、消費者には制度上、この誤認を回避できる手段はありません。

なお、今回の例外表示の誤認防止強化については、「可能性表示（「又は」を使うもの）」について 1) 根拠付記（使用実績・使用計画の期間）、2) 少量である場合の（5%未満）表示を課すことにより事業者の実行可能性を厳しくするものです。

しかし、どうしても「例外表示」を使用せざるを得ない事業者は（そうでない事業者も含め）、より安易な「製造地表示」「大括り表示」に流れることが考えられ、結果として市場には「製造地表示」「大括り表示」が全体のかなりの割合を占めることになると考えられます。

やはり、例外表示を用いて「正確に提供する」という課題を解決することには無理があるものと考えます。食品には「多様性」があり、そのことを消費者は学習しないといけないし、このことは栄養成分表示の場合も同様で、表示されたものをただしく理解し、消費者自身がどう利用するかが大切だと考えます。

² 「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して」（平成 21 年 8 月 28 日食品の表示に関する共同会議）
「**可能性表示**」：商品の内容と表示の内容が一致せず、かえって消費者に誤解を招く情報を与え兼ねないことから、導入することは不適切と考えられる。「**その他**」の適用に当たっては、表示の意義、必要性も含め、十分な検討が必要。

³ 「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」（平成 23 年 7 月 6 日消費者委員会原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会）・「**可能性表示**」：表示と原材料の内容が一致しないので、表示する意義が小さい。「**大括り**」：消費者にとって適切な情報を提供することになるのか疑問。「**中間加工地（製造地表示）**」：消費者が本当に知りたい情報なのか疑問。

4)消費者の周知についてはかなりハードルが高いものと考えます。

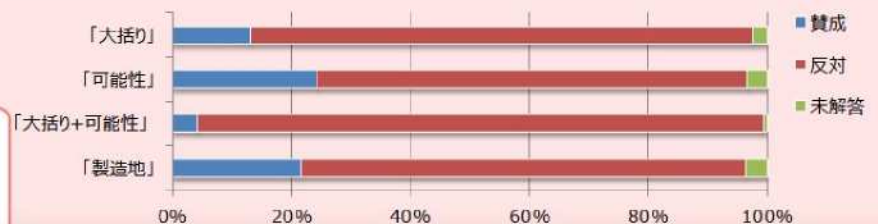
昨年、生協組合員への食品表示法改正の学習会（全国 5 地域 337 名を対象）を開催する中で、現在の原料原産地表示に関する検討提案（4つの表示方法）についても概要説明を行いました。

実情、消費者においては2015年4月に施行された食品表示法の理解（どこが変わったのか）の理解もあまり進んでいない状態です（消費者庁からリーフレットやパンフレットも出されていますが）。さらに原料原産地表示制度改正の説明についてはその複雑さゆえに「説明なくして、正しい理解は得られない」との意見を含め、下に示すような数々の意見を頂きました。消費者庁では今後、消費者教育を実施する計画があるとのことですが、リーフレットやパンフレットの作成、全国説明会の実施だけで消費者への周知を図ることは困難なものと考えます。

しかし、一方で「誤認」や「理解の難しさ」についての懸念事項が挙がっているのであれば制度の施行前に「この制度が消費者に理解されるものであるか」等の事前評価し、導入の可否について慎重に検討することが必要なのではないかと考えます。「誤認する」「わからない」「理解されない」等の「懸念」を含む制度を日程ありきでいったん導入し、その後改定するという流れはぜひ避けるべきだと考えます。

組合員は「例外表示」を求めている

実施：2016年9月～12月
5地域（山口・茨城・新潟・宮城・兵庫）337名
※ 消費者をあざむくとも捉えられるような表示制度はあまりにもひどい。（参加者）



【2015年度日本生協連 組合員からのお申し出】

- ・原料原産地表示に関しては約5%あり、「**生鮮食品としての形が残っているもの**」ないし「**生鮮食品としての形を想像させるもの**」に対してのもの。
- ・中間加工品（サイダーの果糖ぶどう糖液糖など）に製造地を表示してほしいという要望はない。
- ・お問合せ全体で見ると「原料原産地表示」よりも「調理方法（使い方）」について多くのお問い合わせのほうが圧倒的に多い。

（生協組合員への食品表示法改正の学習会における自由記載より）

- ・すぐく難しい、きちんと説明を聞いていない人は「ちがった視点」で見ると思う。
- ・今まで「わかってたこと」が、わからなくなる可能性があります。
- ・原料原産地表示は「一目」でわかるのが一番と思います。本当の原産地が「かくれてしまう」気がします。
- ・消費者の「知りたいと思う情報」が見えにくくなるような表示方法はやめて欲しい。
- ・「国内製造」は「国産」と勘違いしやすい。消費者のための表示のはずがわかりにくくなり困ります。
- ・「輸入、国産」と「輸入又は国産」の区分は理解（想定・類推）できません。
- ・本当に知りたい人が知ろうと思ったら、「メーカーに問い合わせる」もしくは「購入しない」。
- ・結局正確なことはわからず、あいまい。正確に知りたい人は聞かしかありません（現状と同じ）。
- ・全てを表示すると「情報量」が多くなってしまふ。QRコードは「表示以上のさらに詳しい情報」を見たい人は見られるものであり、活用してはどうでしょうか。
- ・「過剰に多くの情報」を記載することにより「本来必要な情報」を見逃してしまう可能性があります。
- ・「抜け道のある表示」は意味がないので表示しなくてもいいです。

5)消費者の「見えない部分でのコスト」が価格に影響を与えるのではないのでしょうか。

今回の制度改革が導入されると、消費者は今まで以上に企業へ問い合わせることが想定されます。

- 1)同ような言葉（原産地、原料原産地、中間加工地の製造地、原産国）や（「、」と「又は」のちがいなど）複雑で理解できない。
- 2）果糖ぶどう糖液糖（国内製造）など、よくわからないものにも原料原産地が表示される。
- 3)「国内製造」や「輸入」といった自分のほしいところまで届かない情報が表示されており、満足できない。 など

今回の改正制度の導入はこれまで以上に制度を複雑にし、加えて、理解できても「ほしい情報」に届かない情報であることから、今まで以上に事業者への問い合わせは増えるのではないかと考えます。今回の改正による「改版コスト」、その他、「管理のためのコスト」に加え、「消費者対応のためのコスト」など、改正対応にかかる負担は商品の価格になんらかの影響を与えるのではないかと危惧します。

6)監視については十分に考えていただきたいと思います。

科学的検証（DNA 分析や微量元素分析など）が適用される品目は限られており、確立も十分ではありません。このことから、監視指導については社会的検証（事業者の伝票、帳票、記録の確認）がポイントとなるとと思いますが、この部分についても十分とはいえない状況であると聞きます。

もし、不十分な状態で今回の複雑な制度を導入するのであれば、監視指導する側は十分に機能せず、制度が実質上崩壊するのではないかと危惧します。そのような状態では、まじめに取り組む企業は「損」をして、この制度を逆に利用しようとする企業は取り締まりが難しいことをいいことに「いいかげんな表示」を横行させることになるのではないかと懸念します。

7) 国際的な整合性については慎重に考慮していただきたいと思います。

国際整合性については WTO 協定上、問題ないと説明されていますが、この表示自体が特定の産地を避けたいという「排他的な側面」を持っており、海外産品に実質的な負荷をあたえるということではないにしても、内国民待遇的な対応がなされることが考えられます。すなわち、以下の可能性が想定されます。

- 1)「国産」又は「国内製造」表示以外の製品が市場から淘汰される、あるいは価格が低く抑えられる可能性。
（例：同程度の品質の原料であれば、海外産原料よりも国産原料のニーズが高まる。）
- 2)事業者において世界中の産地から臨機応変に原料を調達する考え方がなくなり、国産を中心とする一部の産地の原料に需要が固定される可能性。
（例：海外産〇〇が国産〇〇よりも品質や価格においてメリットがあったとしても採用できない。）
- 3)海外原料であっても、産地表示を誤った場合は法令違反となる、事業者は海外の原料仕入れ先に対し、これまで以上に原料のトレース管理を要求、トレース管理ができていない仕入れ先は排除される可能性が高い。（単に輸出者による証明書だけでなく、当該国における収穫地までさかのぼる帳票類の整備を求める可能性。）

以上

（参考資料）

新しい原料原産地表示制度（案）の問題点（日本生協連作成）

新しい原料原産地表示制度（案）の問題点

2016/11/29 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間とりまとめが公表され、行政で本格的に新しい制度設計についての具体的な議論が始まろうとしています。
 現行の改正方向には大きな4つの問題があると考えており、経過と内容について整理しました。

現行の食品の原産地表示

- ・2001年から農産物漬物、うなぎの蒲焼など8品目から開始。
- ・徐々に拡大し、現在【22食品群+4品目】に表示義務【義務要件】
- 1) 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品として品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目
- 2) 重量の割合が最も高い生鮮食品、かつ、当該割合が50%以上であるものの原産地を原材料名に対応させて表示

名称	あじの開き
原材料名	あじ、食塩
原料原産地名	A国
内容量	1尾
消費期限	〇〇〇〇
保存方法	10℃以下で保存
製造者	××株式会社

名称	あじの開き
原材料名	あじ（A国）、食塩
内容量	1尾
消費期限	〇〇〇〇
保存方法	10℃以下で保存
製造者	××株式会社



新たな義務表示の対象と表示の方法(案)

- ・全ての加工食品について、重量割合上位1位の原料の原産地を義務表示の対象とする。
- ・国別重量順表示を原則とし、原則表示が難しい場合には、消費者の誤認防止を明確にし「例外表示」を認める。

例外表示

（原則 ex.大豆（アメリカ、国産））

- ① 「大括り表示」 ex. 大豆（輸入、国産）
3以上の外国を「輸入」と括って表示。（重量の割合順）
- ② 「可能性表示」 ex. 大豆（アメリカ又は国産）
使用可能性のある複数国を「又は」でつなぐ表示。（実績等表示）
- ③ 「大括り」+「可能性表示」 ex. 大豆（輸入又は国産）
①+②（実績等表示）
- ④ 「中間加工品の製造地表示」 ex. 小麦粉（国内製造）
中間加工原材料である場合、当該原材料の製造地を表示。

表示の背景・消費者ニーズ

- ・グローバル化する日本の食市場において、原料原産地表示は少なからず消費者の関心がある。
- ・関心があるという一方で、排他的な表示とも言える。
- ・食品を購入する際の合理的判断に資する情報であり、表示により安全を担保するものではない。
- ・なお、国際食品規格を定めるコーデックス委員会では、コンセンサスは得られていない。

閣議決定

- ・日本再興戦略2016（6月2日閣議決定）
- ・経済財政運営と改革の基本方針（6月2日閣議決定）
- 【攻めの農林水産業の展開】全ての加工食品への原料原産地表示の導入に向けた実行可能な方策について検討



加工食品の約50% にこんな表示・・・

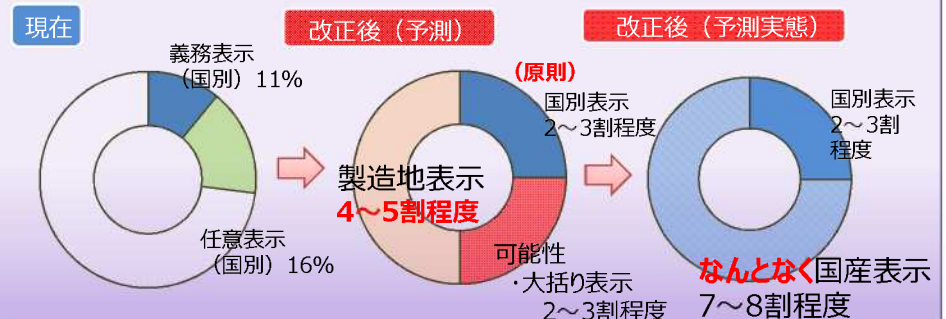
果糖ぶどう糖液糖（国内製造）
 小麦粉（国内製造）
 砂糖（国内製造）
 パン（国内製造）
 めん（国内製造）

欲しい情報？

1

表示実態の今後

（検討会資料より）



2 「比べられない」
同じ商品で
いろいろな表示



A食品

名 称 食パン
原材料名 小麦粉（小麦（アメリカ、
国産、その他））、湯種、果糖ぶどう
糖液糖、マーガリン（大豆を含む…

B製パン

名 称 食パン
原材料名 小麦粉（小麦（アメリカ又は
国産又はその他））、湯種、果糖
ぶどう糖液糖、マーガリン（大豆を…

C産業

名 称 食パン
原材料名 小麦粉（小麦（輸入、
国産））、湯種、果糖ぶどう糖液糖、
マーガリン（大豆を含む）、パン酵…

Dベーカリー

名 称 食パン
原材料名 小麦粉（小麦（輸入又は
国産））、湯種、果糖ぶどう糖 液
糖、マーガリン（大豆を含む）…

Eパン工業

名 称 食パン
原材料名 小麦粉（国内製造）、湯種、
果糖ぶどう糖液糖、マーガリン（大豆を
含む）、パン酵母、食塩、乳等…

※今回の制度を想定して作成 ※BとDの原料の産地は過去2年の取扱い実績 ※小麦はアメリカ、国産、カナダ、オーストラリアを使用

3 「正しく選べない」
新表示どれが国産使用？

※今回の制度を想定して作成。
※BとDの原料の産地は過去2年の取扱い実績

A

名 称 トマトソース
原材料名 トマト（イタリア、国産、その他）
、たまねぎ、大豆油、砂糖、にんにく…

B

名 称 豆乳飲料
原材料名 大豆（アメリカ又は国産又は
その他）（遺伝子組換えでない）、
糖類（果糖ぶどう糖液糖、砂糖）…

C

名 称 コーンビーフ
原材料名 牛肉（輸入、国産）、牛脂、
加工牛脂、食塩…

D

名 称 白もも・シラップづけ（ライト）
原材料名 白もも（輸入又は国産）、
砂糖…

E

名 称 干しそば
原材料名 そば粉（国内製造）、小麦
粉、塩…

4 「事業者・行政不信」
製造行為で
国内製造表示



名称：干しそば
原材料名：そば粉
（国内製造）



名称：惣菜
原材料名：餃子（国内製
造）、しょうゆたれ、ラー油/
調味料（アミノ酸等…

※原料「そば」は外国産、国内製麺加工

※ 生の餃子（外国産）を冷凍で仕入れ、国内加熱

※③の答え AとC ただし、国産原料が微量でもこの表示をすることができず。A：国別表示、B：可能性表示、C：大括り表示、D：大括り+可能性表示、E：中間加工地表示
ただし、B、Dにおいては、示された根拠における使用実績が5%未満であれば（5%未満）と表示されることになります。

4つの問題点

「例外表示」は
消費者の誤認を招く表示です。
「全ての加工食品に表示」を
目的としたため、表示の
分かりやすさ、見やすさ、
信頼性を損なうような
制度となっています。



- ・ 中間加工地の表示が約50%
・ 果糖ぶどう糖液糖（国内製造）？
- ・ 例外の表示方法が4種類
・ 事業者が表示方法を選ぶ
- ・ 使ってもいないのに国産（国内）
・ 従前表示との違いがわかりにくい
- ・ 意図的に情報が隠せる
・ 中身と表示が一致しなくてもよい

そもそも、
⇒ 欲しい情報？

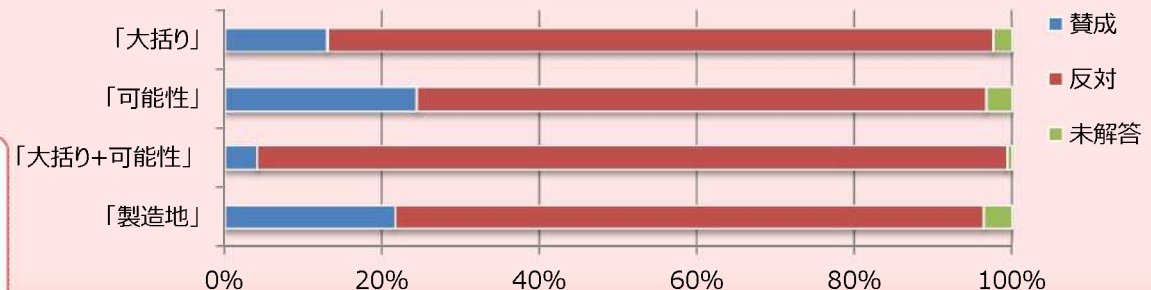
おなじ商品なのに表示方法が異なる
⇒ 比べられない

実態は変わらないのに
表示だけ「国産」だらけ？
⇒ 正しく選べない

「誤認させること」を制度保障？
⇒ 事業者・行政不信

組合員は「例外表示」を 求めている

実施：2016年9月～12月
5地域（山口・茨城・新潟・宮城・兵庫）337名
※ 消費者をあざむくとも捉えられるような
表示制度はあまりにもひどい。（参加者）



【2015年度日本生協連 組合員からのお申し出】

- ・ 原料原産地表示に関しては約5%あり、「生鮮食品としての形が残っているもの」ないし「生鮮食品としての形を想像させるもの」に対してのもの。
- ・ 中間加工品（サイダーの果糖ぶどう糖液糖など）に製造地を表示をしてほしいという要望はない。
- ・ お問合せ全体で見ると「原料原産地表示」よりも「調理方法（使い方）」について多くのお問い合わせのほうが圧倒的に多い。

■ GMO、アレルゲンとの組み合わせ？
理解可能か・・・

名称：即席みそ汁
原材料名：米みそ（国内製造）（大豆を含む；遺伝子組換えでない）、麦みそ（国内製造）（大豆：遺伝子組換えでない）、豚肉、ねぎ、ごぼう、だいこん、油揚げ（大豆：遺伝子組換えでない）、にんじん、野菜エキス（小麦・鶏肉・ごまを含む）、豚脂、かつお風味調味料（さばを含む）、ポークエキス、香辛料、ゼラチン、デキストリン／調味料（アミノ酸、核酸、有機酸）、凝固剤（塩化Mg）、香料、酸化防止剤（ビタミンE）、酸味料（リンゴ酸）、香辛料抽出物

■ 欲しい情報？
ポイントがずれる・・・

名称：マーメレード
原材料名：糖類（砂糖（国内製造）、ぶどう糖（液状）（国内製造））、**レモン**／ゲル化剤（ベクチン）、酸味料（クエン酸）、pH調整剤（クエン酸Na）、酸化防止剤（ビタミンC）

■ 複合原材料表示・括り表示？
どう書けばいいのか・・・

名称：ミートソース
原材料名：野菜（たまねぎ（中国又は国産又はアメリカ又はニュージーランド）、マッシュルーム（中国）、にんじん（国産、中国）、にんにく（中国、国産））、トマトペースト、食肉（牛肉、豚肉）、砂糖、食塩、ラード、大豆油、酵母エキス、たん白加水分解物、香辛料／加工でん粉、調味料（アミノ酸等）、着色料（カラメル）

※たまねぎの産地は
平成○○年より2年間の実績による。

■ 見やすさ？
他の文字でまぎれて理解できるのか・・・

名称：即席カップめん
原材料名：油揚げめん（国内製造）（小麦粉、植物油、精製ラード、食塩、しょうゆ、粉末野菜、香辛料、卵白）、かやく（キャベツ、たまねぎ、にんじん）、添付調味料（砂糖、食塩、粉末ソース、香辛料、粉末しょうゆ、米油）、ふりかけ（あおさ、紅しょうが）／加工でん粉、調味料（アミノ酸等）、着色料（カラメル、クチナシ黄色素）、炭酸Ca、かんすい、酸化防止剤（ビタミンE）、増粘多糖類、（一部に卵・乳成分・小麦・大豆を含む）

※今回提案されている制度を想定して作成。理解しやすいように赤字や下線を引いています。

義務表示を増やすことによる弊害

(産地や産地順の 固定が難しい例)

「じゃあ、すべてに国別表示？」
「2位や3位に表示？」

食品加工事業者がトレーサビリティをしても、産地や産地順の固定が難しい場合があります。



リスク

(消費者)

- ・相場変動の影響をダイレクトに受け「商品コスト」が跳ね上がる。
- ・安くてもいいものから「高くても悪いもの」を購入。

(事業者)

- ・何通りもの表示、データ管理が煩雑。
- ・産地区分けの「管理費用」が発生。
- ・「品質」を保てない、「大量の廃棄ロス」。

(産業全体)

- ・コスト圧迫で（日本食品産業）の「国際競争力を低下」。

さらに

細かな部分含め産地表示を義務化すると、欠品を恐れる加工業者は、「したくない偽装」をしてしまうことになりかねない。供給量、品質面が外国産と比べて不安定なものは表示変更リスクを避けるため「国内産を配合使用しない」との選択が起きる。

■ 時期によって原料原産地が変動するケース

野菜は通常、収穫時期があり、通年収穫できないものもあります。このため、産地をリレーして供給しています。ものによっては、国産だけではどうしても数量確保が困難な時期もあります。



■ 品質を優先した管理のため原料原産地を変動させるケース（１）

多くの果実飲料では、糖度、酸度、色度及び香味等、品質を一定にするために、国産や輸入を問わず、ブレンドすることが一般的です。



■ 品質を優先した管理のため原料原産地を変動させるケース（２）

原料の産国は多岐にわたり日々変動している。その時に一番よいものを使用しており、豚肉の原料コストの変動は2倍近くあるとも言われる。



■ 環境や天災、その他による影響

台風や長雨、記録的な日照不足などの天候不順で、野菜の高騰、品質低下、量の確保の困難なときがあります。世界的な気候変動のため産地（漁場）が移ってしまうこともあります。



行政の監視指導は難しい

- ・科学的検証（DNA分析・微量元素分析・安定同位体比分析）品目はかぎられており、確立も十分でない。
- ・社会的検証（事業者の伝票、帳簿、記録の確認など）トレーサビリティは義務付けとなっていない。また、事業者間の表示の義務付けは無い。



まじめに取り組む企業は「損」をする。取り締まりが難しいことをいいことに「いいかげんな表示」が横行する

食品表示制度の信頼低下
「表示なんて信用しない」「見ない」

